

上山市公共施設等総合管理計画（概要版）

平成 29 年 3 月

公共施設等総合管理計画とは

【目的】

公共施設等の現況を調査・把握し、人口動態や今後の財政状況等を踏まえ、総合的かつ長期的な観点から、有効活用や適正配置、適切な維持管理等、公共施設等のあり方及びマネジメントに関する基本方針を策定することを目的としています。

【計画期間】

平成 28 年度から平成 37 年度（2016 年度～2025 年度）までの 10 年間

【対象施設】

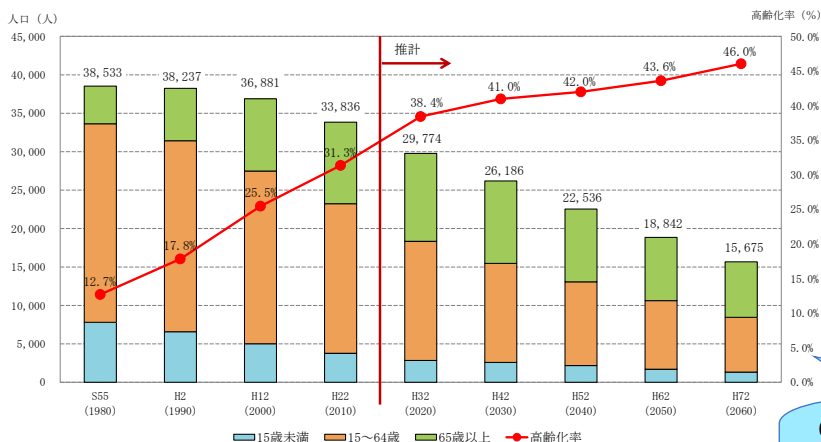
本市は、庁舎、小中学校、文化施設やスポーツ施設など多岐にわたる施設及び道路・橋梁・上下水道施設などのインフラを保有しています。本計画において対象とする公共施設等は、本市が所有しているすべての公共施設のうち固定資産台帳又は公有資産台帳上「建物」に分類されているもの及びインフラとし、土地や車両などは対象外とします。

なお、民間施設・県有財産等でも、本市が維持管理を行っており、相応の財政負担が発生しているものは、本計画の趣旨に鑑みて、対象施設に含めています。

現状と課題に関する基本認識

1 高齢化の進行および人口構成の変化によるニーズの変化

市全体の人口推移



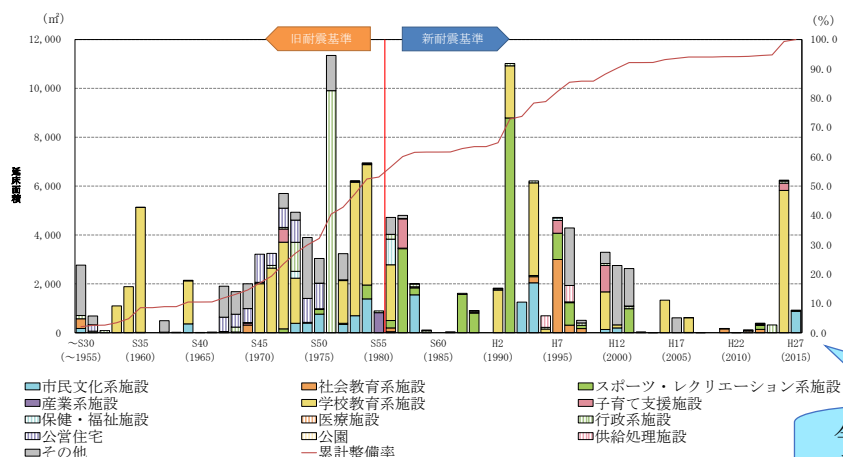
本市の人口は、昭和35年（1960年）の40,383人をピークとして、平成22年（2010年）には33,836人まで減少しており、平成27年国勢調査では31,569人となっています。一方、老年人口の割合（高年齢率）は、昭和55年（1980年）の12.7%から、平成27年（2015年）には35.3%まで上昇し、高齢化が進行しています。

人口減少は今後も続く見込まれており、高年齢率は、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の減少の影響により、今後も上昇し続けると見込まれています。

65歳未満の年少人口・生産年齢人口が減少し、65歳以上の老年人口が増加
→社会保障費増大や税収減少による財政力の低下、公共施設に対するニーズの変化

2 公共施設の老朽化

建築年度別延床面積の推移

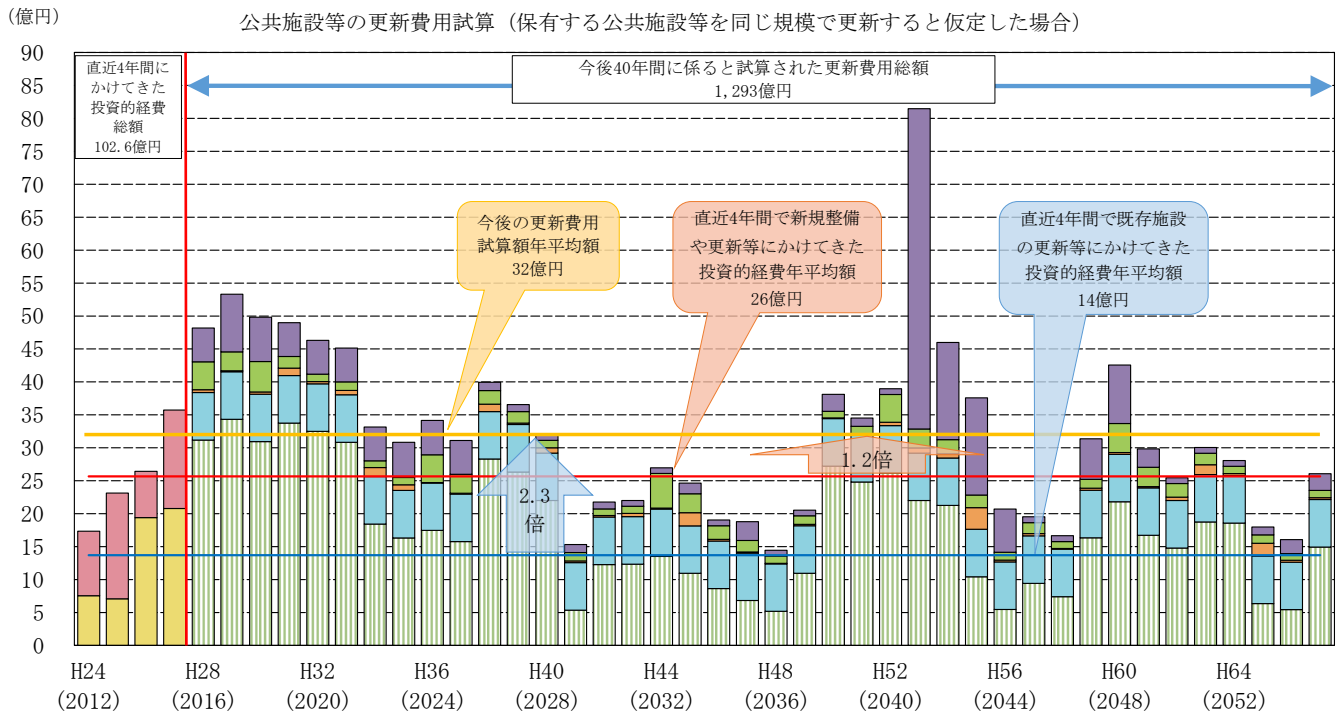


本市の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和40年代後半から50年代前半と平成のはじめにかけて整備が集中しています。

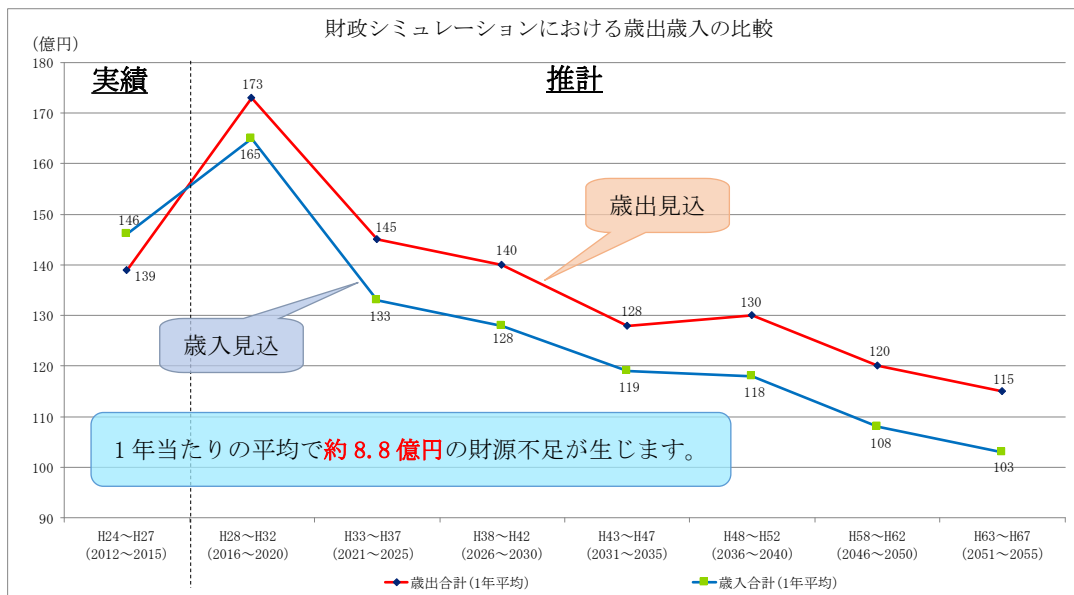
旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55年度（1980年度）以前に整備された施設はグラフの対象となった施設全体の53.2%にのぼり、学校教育施設や行政系施設が多くを占めます。これらの施設は、建築から30年以上経過し、老朽化が進行しています。

今後、建替えや大規模改修などの検討が必要な施設が集中

3 公共施設等の更新需要の増大



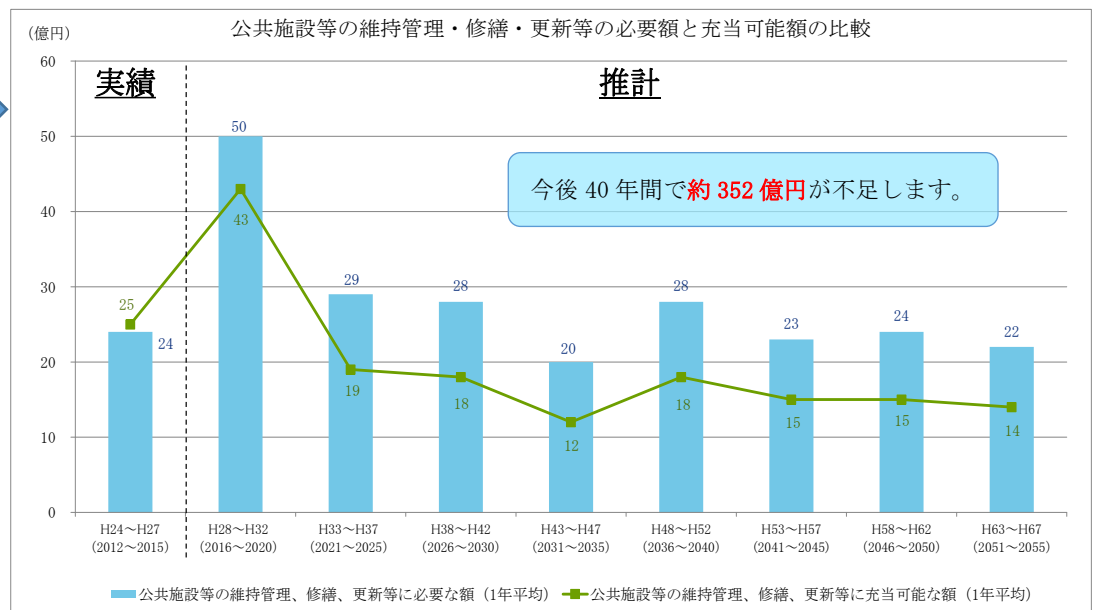
4 公共施設にかけられる財源の限界



前述の公共施設等の更新費用試算結果を踏まえつつ、人口減少などによる減収等、諸条件を加味した上で今後40年間の歳入見込み並びに歳出の見込みをシミュレーションした結果、平均すると1年当たり8.8億円の財源不足が生じる結果となります。

結果として

財政シミュレーションの結果より、公共施設等の更新等に必要額と充当可能な金額を比較した結果、約352億円の不足が生じる見込みとなります。



公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（公共施設全体の最適化を目指して）

次の基本方針と実施方針を、公共施設等を管理していくうえでの基本的な考え方として掲げます。

1 基本方針（抜粋）

1 公共施設についての基本方針
（１） 利用目的による公共施設分類の整理
公共施設は、その利用用途や目的から、主として地域住民が利用するための公民館・コミュニティ施設等の施設と、市全体で利用を図ることを目的としている図書館、体育文化センター、保健センター等の施設に分類します。
（２） 公共施設保有量の適正化
公共施設のうち機能が類似・重複している施設は、利用状況や施設の耐用年数等を踏まえ、統廃合を進めてまいります。また、統合された施設は廃止し、売却、貸付、跡地の有効活用を行います。
（３） 公共施設の長寿命化
公共施設のうち、必要と判断した施設は、建物の点検・診断を実施するとともに、維持管理等について予防保全の考え方を取り入れ、安全確保や耐震化に留意しながら、長寿命化を図ります。
（４） 施設の複合化・民間活力を活かした取組の推進
更新が必要な公共施設については、市民ニーズや立地、目的等を踏まえて、複合化等を行い、総床面積の削減を目指します。また、施設の新設・更新（建替え）にあたっては維持管理を含めて PPP /PFI を検討してまいります。
（５） 公共施設の整備等のあり方
新たな公共施設の整備にあたっては、既存施設の統廃合や、各公共施設の立地や目的等を踏まえて複合化等を検討してまいります。また、ユニバーサルデザイン化の推進など、市民ニーズを考慮して公共施設の有効活用を行います。
2 インフラについての基本方針
供用中のインフラについては、可能な限り長寿命化を進めるとともに、必要性の精査を十分に行ってまいります。また、新たに整備するインフラについても、必要性の精査を十分に行い、整備を進めてまいります。
3 公共施設マネジメント推進についての基本方針
（１） 市民参画による計画の策定
今後策定する実施計画及び個別施設計画（仮称）では、市民に、施設の現況・利用実態等を提示するとともに、十分な意見交換を行いながら、計画を策定してまいります。
（２） 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築
今後策定する実施計画及び個別施設計画（仮称）の策定にあたっては、将来のまちづくりを見据えて、多角的な検討が必要であることから、庁内において横断的な組織を立ち上げて取り組んでまいります。

2 主な実施方針（抜粋）

（１） 点検・診断等の実施方針
○ 安全・安心な公共施設等の運営・管理を行うため、点検・診断等を適切に行います。 ○ 点検・診断等の実施結果を蓄積することで、点検・診断等の状況を全庁的に把握します。
（２） 維持管理・修繕・更新等の実施方針
○ 中長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」的な維持管理の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断の結果、必要と判断した施設については、計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。 ○ 施設の重要度や劣化状況に応じた中長期的な視点での優先順位をつけて、計画的に修繕・更新を行います。 ○ 地域・団体等へ管理委託が可能な施設については考慮のうえ、地域・団体等への管理委託を検討します。 ○ 施設に関する使用料負担が適切な水準となるよう、受益者負担の見直しを検討します。 ○ PPP/PFI など新しい技術や考え方を検討し、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めます。

(3) 安全確保と耐震化の実施方針
○ 点検・診断等により危険性が認められた公共施設等については、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。 ○ 安全確保や耐震化にあたって、災害拠点や多数の利用がある施設であるか、などの視点から対応の優先度を検討します。 ○ 今後も利用見込みのない公共施設は、解体を行うなど、適切な対応を行います。
(4) 長寿命化の実施方針
○ 個別施設計画を策定済みの施設等は、当該計画に基づき、長寿命化を着実に実施します。個別施設計画を策定していない施設については、本計画又は新たに作成する個別施設計画に基づき、長寿命化を実施します。 ○ 個別施設計画の策定後においても、必要に応じ見直しを検討します。
(5) 統合や廃止の推進方針
○ 地域ごとの人口動態や市民ニーズに留意し、人口減少や人口構造の変化に対応した公共施設の再編を進めます。 ○ 公共施設の見直しにあたっては、既存の公共施設の状態にとらわれず、行政サービスの必要な水準や機能を考慮します。 ○ 公共施設の多機能集約化を検討します。
(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
○ 市民、地域・団体、事業者など、様々な主体と連携して、公共施設を含めた地域の資源を最大限活用しながら、地域の持続的な発展を目指します。 ○ 関連部署と連携を図り、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理していきます。

フォローアップの実施方針（抜粋）

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等に関する情報は、財産管理を統括する財政課で、一元的に管理する体制とします。公共施設等の利用状況や点検・診断などの情報は、施設の所管課と共有し、公共施設の現状を的確に把握できるようにします。

2 フォローアップの進め方

本計画の「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に係る進捗状況の確認については、必要に応じ実施します。

進捗状況の確認結果や、経済情勢や本市の財政状況等に大規模な変化等があった場合には、本計画の改定を検討します。

3 実施計画及び個別施設計画（仮称）の策定

公共施設等のトータルコスト削減と将来のまちづくりを見据えた再編計画として、市民との意見交換を踏まえ、実施計画及び個別施設計画（仮称）を策定します。

実施計画については、平成 30 年度（2018 年度）の策定を目指し、施設ごとの詳細な利用状況及び維持管理経費を把握するとともに、横断的な庁内検討体制を整え、実施に向けての基本方針等を定めてまいります。

また、個別施設計画については、実施計画を踏まえ、平成 32 年度（2020 年度）までに、施設ごとの再編のあり方について定めます。

編集・発行

上山市 市政戦略課・財政課

URL : <http://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/>

〒999-3192

山形県上山市河崎一丁目 1 番 10 号

TEL : 023-672-1111（代）

FAX : 023-672-1112

